

建設労働者・職人、地元零細業者の仕事確保と 不況対策に関する要望書

三田市市長 森 哲男 殿

西宮市 町4丁目 番15
労働 足
執 足
三田市南 番15
阪 組合
寺村

阪神土建労働組合は、大工、左官、とび、土工、配管工、内装工など、建設産業に従事する労働者・職人、零細業者が加入し、阪神間の六市一町を中心におよそ7,500人の組合員が在籍している建設労働組合です。私たちは地域住民の住宅の新築、増改築、修繕、補修など、地域に根ざした住宅建設の担い手として「技能と信用」を看板に、消費者の住まいづくりに関する要求に応えるために日々、精進を重ねています。

建設業での仕事不足も多く、2019年9月以降、消費税が10%に引き上げられており、日常生活を送ることがままならない状況です。そして、昨年より新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、工事の中止や工期の延期等により、収入が極端に減少した方も多くおられます。

当組合でも様々な取り組みを行い、この状況を打開しようとしておりますが、私たちの自助努力には限界があります。このような状況を打開していただくには、行政による不況対策が待ち望まれます。

私達の窮状をお汲みとりいただき、建設労働者・職人、零細業者の仕事が少しでも仕事の受注の機会が増加し、市民の生活環境が向上するよう、下記の事項を要望いたします。

(要望)

- 一、 地域住民が住宅の新築やリフォーム工事を行う際、地元の建設業者が施工する際に、施主に工事費の一定額（率）を助成する住宅リフォーム助成制度を創設して下さい。
- 二、 公共工事に従事する労働者に公正な賃金、労働条件が確保できるようにするために、2009年に千葉県野田市が制定した公契約条例制定して下さい。
- 三、 建設従事者の方が来られた際は、私達組合が母体として運営している建設国保の御紹介をお願い致します。また、国保医療課の窓口に私達組合の作成したチラシを設置して下さい。